

『2010年版 司法試験 完全整理択一六法 民法』
お詫びと訂正

以下の箇所に戻りがございました。お詫びして訂正いたします。

2012年10月9日現在

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
350	《注釈》 二 5	供託物取戻請求権は、供託時ではなく、紛争の解決などによって債権の不存在が確定するなど、供託者が免責の効果を受ける必要が生じた時から、10年の消滅時効にかかる（最大判昭45.7.15）	供託物取戻請求権は、供託時ではなく、紛争の解決などによって債権の不存在が確定するなど、供託者が免責の効果を受ける必要が 消滅した時 から、10年の消滅時効にかかる（最大判昭45.7.15）	2010.7.14
179	23行目	I 68 事件	I 81 事件	2010.5.1
514	1行目	自己のため	事故 のため	2010.5.1
328	1行目	「譲渡人に対抗することができた事由」（Ⅱ）	「譲渡人に対抗することができた事由」（Ⅰ）	2009.9.27
560	上から10行目 798条表題	未成年を養子とする縁組	未成年 者 を養子とする縁組	2009.11.29
29	21行目	一部例外（153条1項1号～8号所掲事項）を除き	一部例外（153条1項1号 及び 8号所掲事項）を除き	2009.11.29
167	下から3行目	区分所有権の目的は	区分 地上権 の目的は	2010.1.11
5	上から24行目	（大判昭7.10.6・百選I3事件）	削除	2010.2.3

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
判例索引	最判昭 41.4.26 と 最判昭 41.7.14 と の間	-	最判昭 41.4.27.....442	2010.2.21